



スカパーJSAT

衛統括-03-10-001

# EsBirdサービス 料金表

第5版  
(平成22年4月)

スカパーJSAT株式会社

## E s B i r d サービス料金表・目次

### 料金表

|      |   |    |
|------|---|----|
| 通則   | .....   | 1  |
| 第1条  | 料金の適用   | 1  |
| 第2条  | 料金表の変更  | 1  |
| 第3条  | 料金の計算方法                                       | 1  |
| 第4条  | 消費税等相当額の加算                                    | 1  |
| 第5条  | 料金の臨時減免                                       | 1  |
| 第6条  | 月額料金の日割                                       | 1  |
| 第7条  | 端数処理  | 2  |
| 第8条  | 料金等の支払期日                                      | 2  |
|      |   |    |
| 第1表  | 双方向サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービス B の<br>周波数帯域幅利用料 | 4  |
| 第2表  | 一斉配信サービス A の周波数帯域幅利用料                         | 4  |
| 第3表  | ネットワーク利用料                                     | 5  |
| 第4表  | 延長ネットワーク利用料                                   | 7  |
| 第5表  | ネットワーク登録料                                     | 10 |
| 第6表  | モデム増設料  | 10 |
| 第7表  | 仕様追加料   | 10 |
| 第8表  | メーカー指定料                                       | 11 |
| 第9表  | 設定変更料   | 11 |
| 第10表 | 無線局免許取扱手数料                                    | 11 |
| 第11表 | 証明取得料   | 11 |
| 第12表 | 設備交換料   | 12 |
| 第13表 | 予備品貸与料  | 12 |
| 第14表 | 解除料   | 12 |
| 第15表 | 取消料   | 14 |
|      |   |    |
| 附則   | .....   | 15 |

## 通則

### (料金の適用)

第1条 EsBird サービスに関する料金は、この EsBird サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるところにより適用します。

### (料金表の変更)

第2条 当社は、EsBird サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。

### (料金の計算方法)

第3条 当社は、契約者がネットワーク契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

### (消費税等相当額の加算)

第4条 EsBird サービス契約約款（以下「約款」といいます。）において、約款第46条（周波数帯域幅利用料の支払義務）から約款第55条（無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払義務）の規定により、料金表に定める料金について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税等相当額を加算した額とします。

### (料金の臨時減免)

第5条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1条（料金の適用）の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定に基づき料金の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

### (月額料金の日割)

第6条 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 暦月の初日以外の日、EsBird サービスの利用開始日若しくは EsBird 地球局設備等の貸与期間起算日等が到来したとき、又は周波数帯域幅についての契約変更日となったとき。
- (2) 暦月の末日以外の日、EsBird サービスのネットワーク契約の解除日、サービス期間の終了日又は EsBird 地球局設備等の貸与期間終了日が到来したとき。
- (3) 暦月の初日以外の日、約款の変更又は料金表の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
- (4) 約款第56条（支払を要しない料金）第1項及び第2項の規定に該当するとき。
- (5) 暦月の初日に EsBird サービスの利用開始日又は EsBird 地球局設備等の貸与期間起算日が到来し、その日にそのネットワーク契約の解除日又は EsBird 地球局設備等の貸与のとりやめ日等が到来したとき。

(端数処理)

第7条 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。

2 前項の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払期日)

第8条 契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

| 区 分  | 支 払 期 日  |
|--|--|
| 1 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービス B の周波数帯域幅利用料      | EsBird サービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末<br>但し、EsBird サービスの利用開始日がある月の15日以降のときは、その月の周波数帯域幅利用料に限り翌月の15日                          |
| 2 一斉配信サービス A の周波数帯域幅利用料                            | 利用開始時刻の属する月の翌月末  |
| 3 ネットワーク利用料、延長ネットワーク利用料、仕様追加料及びメーカー指定料(ネットワーク利用料等) | EsBird 地球局設備等の貸与期間の開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末<br>但し、EsBird 地球局設備等の貸与期間の開始日がある月の15日以降のときは、その月のネットワーク利用料等に限り翌月の15日               |
| 4 ネットワーク登録料  | EsBird 地球局設備等の貸与期間の開始日の属する月の月末<br>但し、EsBird 地球局設備等の貸与期間の開始日がある月の15日以降のときは、翌月の15日   |
| 5 モデム増設料   | モデムを増設した EsBird 地球局設備等の貸与期間の開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末<br>但し、モデムを増設した EsBird 地球局設備等の貸与期間の開始日がある月の15日以降のときは、その月のモデム増設料に限り翌月の15日 |
| 6 設定変更料  | 設定変更作業を完了した日の属する月の翌月の月末  |
| 7 無線局免許取扱手数料                                       | 電波法及び電波法関連諸規則に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末<br>但し、電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月の月末               |

|           |  |
|-----------|--|
| 8 証明取得料   | 作業及び手続を行った月の翌月の月末  |
| 9 設備交換料   | 設備の交換を行った日の属する月の翌月の月末  |
| 10 予備品貸与料 | EsBird 地球局設備等の予備品の貸与期間の開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末<br>但し、EsBird 地球局設備等の予備品の貸与期間の開始日がその月の15日以降のときは、その月の予備品貸与料に限り翌月の15日 |
| 11 解除料    | ネットワーク契約の解除日又はEsBird 地球局設備等の利用を取り止めた日の属する月の翌月の月末   |
| 12 取消料    | 取消しを行った月の翌月末   |

- 2 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
  
- 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に掲げる料金等の債務について、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。

第1表 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービス B の周波数帯域幅利用料  
(単位：円/月)

| 周波数帯域幅(Hz)           | 周波数帯域利用料   |
|----------------------|------------|
| 50kHz から 100kHz まで   | 100,000    |
| 100kHz を超え 200kHz まで | 180,000    |
| 200kHz を超え 500kHz まで | 420,000    |
| 500kHz を超え 1MHz まで   | 800,000    |
| 1MHz を超え 3MHz まで     | 2,400,000  |
| 3MHz を超え 5MHz まで     | 4,000,000  |
| 5MHz を超え 10MHz まで    | 7,750,000  |
| 10MHz を超え 15MHz まで   | 11,150,000 |
| 15MHz を超え 20MHz まで   | 14,600,000 |

第2表 一斉配信サービス A の周波数帯域幅利用料

(単位：円)

| 送信地球局のモデム速度  | 3時間あたり単価 |
|--|----------|
| 512kbps まで   | 30,000   |
| 512k kbps を超え 1,024kbps まで   | 60,000   |
| 1,024kbps を超え 2,048kbps まで   | 120,000  |
| 3,072kbps  | 180,000  |
| 4,096kbps  | 240,000  |
| 6,144kbps  | 360,000  |
| 8,192kbps  | 480,000  |
| <p>(算定方法)<br/>                     額の算定は、以下のとおり。<br/>                     3時間あたり単価×(連続した利用時間を3時間で除した値の小数点以下を切り上げた整数)</p> |          |

第3表 ネットワーク利用料

(1) 10年間貸与の場合

ア、EsBird 送受信局

(単位：円／台／月)

| モデム速度                         | ネットワーク利用料(1 モデムあたり) |
|-------------------------------|---------------------|
| IP (32kbps まで)                | 62,000              |
| IP (32kbps を超え 64kbps まで)     | 77,000              |
| IP (64kbps を超え 128kbps まで)    | 102,000             |
| IP (128kbps を超え 256kbps まで)   | 152,000             |
| IP (256kbps を超え 384kbps まで)   | 227,000             |
| IP (384kbps を超え 768kbps まで)   | 340,000             |
| IP (768kbps を超え 1024kbps まで)  | 402,000             |
| IP (1024kbps を超え 2048kbps まで) | 602,000             |
| IP (2048kbps を超え 3072kbps まで) | 802,000             |
| IP (3072kbps を超え 6144kbps まで) | 1,202,000           |
| IP (6144kbps を超え 8192kbps まで) | 1,502,000           |

イ、EsBird 受信専用局

(単位：円／月)

|                               |
|-------------------------------|
| ネットワーク利用料 (1 EsBird 受信専用局あたり) |
| 32,000                        |

ウ、車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

(2) 5年間貸与の場合

ア、EsBird 送受信局

(単位：円／台／月)

| モデム速度                         | ネットワーク利用料(1 モデムあたり) |
|-------------------------------|---------------------|
| IP (32kbps まで)                | 120,000             |
| IP (32kbps を超え 64kbps まで)     | 150,000             |
| IP (64kbps を超え 128kbps まで)    | 200,000             |
| IP (128kbps を超え 256kbps まで)   | 300,000             |
| IP (256kbps を超え 384kbps まで)   | 450,000             |
| IP (384kbps を超え 768kbps まで)   | 676,000             |
| IP (768kbps を超え 1024kbps まで)  | 800,000             |
| IP (1024kbps を超え 2048kbps まで) | 1,200,000           |
| IP (2048kbps を超え 3072kbps まで) | 1,600,000           |
| IP (3072kbps を超え 6144kbps まで) | 2,400,000           |
| IP (6144kbps を超え 8192kbps まで) | 3,000,000           |

イ、EsBird 受信専用局

(単位：円／月)

| ネットワーク利用料 (1 EsBird 受信専用局あたり) |
|-------------------------------|
| 62,000                        |

ウ、車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

第4表 延長ネットワーク利用料

(1) 延長5年間

ア、EsBird 送受信局

(単位：円／台／月)

| モデム速度                         | ネットワーク利用料(1 モデムあたり) |
|-------------------------------|---------------------|
| IP (32kbps まで)                | 8,000               |
| IP (32kbps を超え 64kbps まで)     | 9,500               |
| IP (64kbps を超え 128kbps まで)    | 12,000              |
| IP (128kbps を超え 256kbps まで)   | 17,000              |
| IP (256kbps を超え 384kbps まで)   | 24,500              |
| IP (384kbps を超え 768kbps まで)   | 35,800              |
| IP (768kbps を超え 1024kbps まで)  | 42,000              |
| IP (1024kbps を超え 2048kbps まで) | 62,000              |
| IP (2048kbps を超え 3072kbps まで) | 82,000              |
| IP (3072kbps を超え 6144kbps まで) | 122,000             |
| IP (6144kbps を超え 8192kbps まで) | 152,000             |

イ、EsBird 受信専用局

(単位：円／月)

|                               |
|-------------------------------|
| ネットワーク利用料 (1 EsBird 受信専用局あたり) |
| 5,000                         |

ウ、車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

(2) 延長 3 年間の場合

ア、EsBird 送受信局

(単位：円／台／月)

| モデム速度                         | ネットワーク利用料(1 モデムあたり) |
|-------------------------------|---------------------|
| IP (32kbps まで)                | 9,500               |
| IP (32kbps を超え 64kbps まで)     | 11,350              |
| IP (64kbps を超え 128kbps まで)    | 14,500              |
| IP (128kbps を超え 256kbps まで)   | 20,750              |
| IP (256kbps を超え 384kbps まで)   | 30,150              |
| IP (384kbps を超え 768kbps まで)   | 44,250              |
| IP (768kbps を超え 1024kbps まで)  | 52,000              |
| IP (1024kbps を超え 2048kbps まで) | 77,000              |
| IP (2048kbps を超え 3072kbps まで) | 102,000             |
| IP (3072kbps を超え 6144kbps まで) | 152,000             |
| IP (6144kbps を超え 8192kbps まで) | 189,500             |

イ、EsBird 受信専用局

(単位：円／月)

| ネットワーク利用料 (1 EsBird 受信専用局あたり) |
|-------------------------------|
| 5,750                         |

ウ、車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

(3) 延長1年間の場合

ア、EsBird 送受信局

(単位：円／台／月)

| モデム速度                         | ネットワーク利用料(1 モデムあたり) |
|-------------------------------|---------------------|
| IP (32kbps まで)                | 17,000              |
| IP (32kbps を超え 64kbps まで)     | 20,750              |
| IP (64kbps を超え 128kbps まで)    | 27,000              |
| IP (128kbps を超え 256kbps まで)   | 39,500              |
| IP (256kbps を超え 384kbps まで)   | 58,250              |
| IP (384kbps を超え 768kbps まで)   | 86,500              |
| IP (768kbps を超え 1024kbps まで)  | 102,000             |
| IP (1024kbps を超え 2048kbps まで) | 152,000             |
| IP (2048kbps を超え 3072kbps まで) | 202,000             |
| IP (3072kbps を超え 6144kbps まで) | 302,000             |
| IP (6144kbps を超え 8192kbps まで) | 377,000             |

イ、EsBird 受信専用局

(単位：円／月)

| ネットワーク利用料 (1 EsBird 受信専用局あたり) |
|-------------------------------|
| 9,500                         |

ウ、車載型移動地球局設備等については、別途算定致します。

第5表 ネットワーク登録料

(単位：円/台)

| EsBird 地球局設備等の種類   |                    | ネットワーク登録料 |
|--|--------------------|-----------|
| EsBird 送受信局  | 可搬局Ⅰ(曲面アンテナ仕様)     | 1,000,000 |
|  | 可搬局Ⅱ(平面アンテナ仕様)     | 1,000,000 |
|  | 固定局Ⅰ(モデム5台以内)      | 1,000,000 |
|  | 固定局Ⅱ(モデム6台以上10台以下) | 2,000,000 |
|  | 固定局Ⅲ(モデム11台以上)     | 3,000,000 |
| EsBird 受信専用局   |                    | 500,000   |
| 車載型移動地球局設備等  |                    | 別途算定      |
| 備考   |                    |           |
| <p>一の地球局設備が複数の EsBird 地球局設備等を装備する場合、それぞれの EsBird 地球局設備等について、ネットワーク登録料を支払っていただきます。</p> <p>EsBird 地球局設備等を延長継続使用する場合、ネットワーク登録料の支払いは要しません。</p> |                    |           |

第6表 モデム増設料

| モデム増設料  |
|---|
| 料金表第3表ネットワーク利用料(1)10年間貸与の場合に定めるネットワーク利用料により10年間利用したとみなした場合に支払うこととなる額の60%に相当する額  |
| <p>(支払方法)</p> <p>当該モデムを EsBird 地球局設備等に装填した日以降、当該 EsBird 地球局設備等の貸与期間が終了する日までの期間(以下「モデム増設期間」といいます。)において、支払うこととなる月額が均等となるように、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に配分して加算します。</p> |

第7表 仕様追加料

| 仕様追加料   |
|---|
| 契約者の仕様追加要求に基づき、当社が別途算定する額   |
| <p>(支払方法)</p> <p>当該 EsBird 地球局設備等の貸与期間において支払うこととなる月額が均等となるように、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に配分して加算します。</p> |

第 8 表 メーカー指定料

| メーカー指定料  |  |
|--|--|
| 約款に基づき支払うこととなるネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料の 10%に相当する額  |  |
| (支払方法)<br>当該 EsBird 地球局設備等の貸与期間において支払うこととなる月額が均等となるように、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に配分して加算します。 |  |

第 9 表 設定変更料

| 項目                         |      | 設定変更料                          |
|----------------------------|------|--------------------------------|
| 作業費用                       |      | 117,000 円／人／日<br>15,600 円／人／時間 |
| 出張費用                       | 宿泊費  | 10,000 円／人／泊                   |
|                            | 出張経費 | 4,600 円／人／日                    |
|                            | 交通費  | 実費による                          |
| (算定方法)<br>上記項目の算定額の合計とします。 |      |                                |

第 10 表 無線局免許取扱手数料

地球局 1 局ごと

| 項目                                  | 区分    | 無線局免許取扱手数料   |
|-------------------------------------|-------|--|
| (1)地球局に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務に要する実費 | ア 労務費 | 1 時間あたり人件費単金×延労働時間   |
|                                     | イ 諸経費 | 電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費                             |
| (2)電波法上関係手数料                        | —     | 電波法関係手数料令(昭和 33 年政令第 307 号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額 |

第 11 表 証明取得料

地球局 1 局ごと

| 項目                   | 区分    | 証明取得料                          |
|----------------------|-------|--------------------------------|
| 地球局に関して当社が行う事務に要する実費 | ア 労務費 | 1 時間あたり人件費単金×延労働時間             |
|                      | イ 諸経費 | 手続を行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費 |

第 12 表 設備交換料

| 設備交換料   |
|---|
| EsBird 地球局設備等の主要な部分を構成する機器の交換が必要になったときに当社が別途算定する額 |

第 13 表 予備品貸与料

| 予備品貸与料   |
|--|
| 契約者の予備品貸与の要求に基づき、当社が別途算定する額  |
| (支払方法)<br>当該 EsBird 地球局設備等の予備品の貸与期間において支払うこととなる月額が均等となるように、ネットワーク利用料又は延長ネットワーク利用料に配分して加算します。 |

第 14 表 解除料

第 1 (利用開始日の前日までの解除料)

| 区 分   | 解除料   |
|---|---|
| 1 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービス B の周波数帯域幅利用料に係る解除料 | —<br>ネットワーク契約に定めた双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービス B の周波数帯域幅利用料の 6 ヶ月分に相当する額   |
| 2 ネットワーク利用料に係る解除料                                   | ネットワーク契約の解除のとき<br>EsBird 地球局設備等 (追加となる EsBird 地球局設備等を含みます。以下同じとします。)をネットワーク契約に定めた貸与期間の満了する日まで利用したとみなした場合に支払うべきこととなるネットワーク利用料の 90%に相当する額 |
|   | 一部の EsBird 地球局設備等の利用をとりやめる場合<br>利用を取り止めることとなる EsBird 地球局設備等をネットワーク契約に定めた貸与期間が満了する日まで利用したとみなした場合に支払うべきこととなるネットワーク利用料の 90%に相当する額          |

第 2 (利用開始日以降の解除料)

|   | 区 分  | 解除料   |
|---|--|---|
| 1 双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービス B の周波数帯域幅利用料に係る解除料 | ネットワーク契約の解除日（以下「契約解除日」といいます。）がネットワーク契約に規定する全ての <b>EsBird</b> 地球局設備等の貸与期間が終了する日である利用期間終了日（以下、本項における「利用期間終了日」はこの定義による。）の 6 ヶ月以上前<br>のとき。 | ネットワーク契約に定めた双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービス B の周波数帯域幅利用料の 6 ヶ月分に相当する額  |
|   | 契約解除日が、サービス期間終了日の 6 ヶ月前に満たない日からそのサービス期間終了日の前日までの日のとき。  | 契約解除日からサービス期間終了日まで継続してネットワーク契約に定めた <b>EsBird</b> サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる双方向通信サービス又は双方向通信サービス及び一斉配信サービス B の周波数帯域幅利用料                      |
| 2 ネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料に係る解除料                      | ネットワーク契約の解除のとき   | <b>EsBird</b> 地球局設備等（追加となる <b>EsBird</b> 地球局設備等を含みます。以下同じとします。）をネットワーク契約に定めた貸与期間の満了する日まで利用したとみなした場合に支払うべきこととなるネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料の 90%に相当する額 |
|   | 一部の <b>EsBird</b> 地球局設備等の利用をとりやめる場合  | 利用を取り止めることとなる <b>EsBird</b> 地球局設備等をネットワーク契約に定めた貸与期間が満了する日まで利用したとみなした場合に支払うべきこととなるネットワーク利用料及び延長ネットワーク利用料の 90%に相当する額                              |

第 15 表 取消料

| 区分                              | 取消料   |
|---------------------------------|---|
| 取消しの時刻が利用開始予定時刻の 1 ヶ月前を過ぎた時刻のとき | 予定されていた利用時間で一斉配信サービス A を利用したとみなした場合に支払うべきこととなる一斉配信サービス A の周波数帯域幅利用料の 50% に相当する額 |

附則

この料金表は、平成18年4月1日より実施します。

附則

この料金表は、平成18年6月1日より実施します。

附則

この料金表は、平成18年8月1日より実施します。

附則

この料金表は、平成20年9月30日より実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成22年4月1日より実施します。

(一斉配信サービスの経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている一斉配信サービス（以下「一斉配信サービス」といいます。）の料金については、この料金表実施の日より、一斉配信サービスAとみなして取り扱います。

(EsBird ラインの提供条件に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている EsBird ライン（以下「EsBird ライン」といいます。）の料金については、次のとおりとします。

2 料金表第3表（ネットワーク利用料）の規定に拘わらず、ネットワーク利用料は下表のとおりとします。

(1)10年間貸与の場合

EsBird ライン専用端末

(単位：円/月)

|                                |
|--------------------------------|
| ネットワーク利用料（1 EsBird ライン専用端末あたり） |
| 62,000                         |

(2)5年間貸与の場合

EsBird ライン専用端末

(単位：円/月)

|                                |
|--------------------------------|
| ネットワーク利用料（1 EsBird ライン専用端末あたり） |
| 120,000                        |

3 料金表第4表（延長ネットワーク利用料）の規定に拘わらず、延長ネットワーク利用料は下表のとおりとします。

(1)延長5年間

EsBird ライン専用端末 (単位：円/月)

|                                |
|--------------------------------|
| ネットワーク利用料（1 EsBird ライン専用端末あたり） |
| 8,000                          |

(2)延長3年間

EsBird ライン専用端末 (単位：円/月)

|                                |
|--------------------------------|
| ネットワーク利用料（1 EsBird ライン専用端末あたり） |
| 9,500                          |

(3)延長1年間

EsBird ライン専用端末 (単位：円/月)

|                                |
|--------------------------------|
| ネットワーク利用料（1 EsBird ライン専用端末あたり） |
| 17,000                         |

---

資料名 EsBirdサービス料金表

|        |    |     |     |
|--------|----|-----|-----|
| 平成 18年 | 4月 | 1日  | 第1版 |
| 平成 18年 | 6月 | 1日  | 第2版 |
| 平成 18年 | 8月 | 1日  | 第3版 |
| 平成 20年 | 9月 | 30日 | 第4版 |
| 平成 22年 | 4月 | 1日  | 第5版 |

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL: 03-5571-7770

---